

(様式2)

処分基準 (不利益処分関係)

(新設)

	担当課	地域政策課	検索番号	
法令名	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律	根拠条項	14	
不利益処分	特定地域づくり事業協同組合の事業停止命令			
<p>(根拠規定)</p> <p>地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律</p> <p>第14条 都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が第9条第2項各号のいずれかに該当するときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、期間を定めて、その行う特定地域づくり事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。</p>				
<p>(処分基準)</p> <p>地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律</p> <p>第9条 第1項 略</p> <p>2 都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の認定を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 偽りその他不正の手段により第3条第1項の認定、第5条第1項の変更の認定又は第6条第2項の有効期間の更新を受けたとき。</li><li>二 第3条第3項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。</li><li>三 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。</li><li>四 第5条第1項の規定により変更の認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けずに変更したとき。</li><li>五 第7条第1項の条件に違反したとき。</li><li>六 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。</li></ul> <p>第3条 第1項及び第2項 略</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の認定の申請をした事業協同組合が次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>一 その地区が次のいずれにも該当すること。<ul style="list-style-type: none"><li>イ 一の都道府県の区域を越えない地区であって、かつ、自然的経済的社会的条件からみて一体であると認められる地区であること。</li><li>ロ その人口規模、人口密度及び事業所の数並びにその経済的社会的状況に照らし、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要であると認められる地区であること。</li></ul></li><li>二 その行おうとする特定地域づくり事業が次のいずれにも該当すること。</li></ul>				

イ その実施に関する計画が、特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、当該事業協同組合の職員の就業条件に十分に配慮されていると認められること。

ロ 当該事業協同組合の地区における地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すると認められること。

三 その行おうとする特定地域づくり事業を確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 その行おうとする特定地域づくり事業並びに当該事業協同組合の職員の住居及び良好な子育て環境の確保のための取組に関し、当該事業協同組合、当該事業協同組合の関係事業者団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会その他の事業者を直接又は間接の構成員とする団体のうち、当該事業協同組合の地区内の事業者を構成員とする団体をいう。）及び当該事業協同組合の地区をその区域に含む市町村の間の十分な連携協力体制が確保されていると認められること。

※ 必要に応じて法令の解釈等について示した「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）ガイドライン（令和2年3月31日制定、令和3年6月30日最終改訂）」等関係通知に留意し判断する。

(その他)